

ケアマネット新宿（ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会）会則

制定	平成 12 年	10 月	18 日
改定	平成 17 年	4 月	20 日
改定	平成 18 年	4 月	19 日
改定	平成 19 年	4 月	18 日
改定	平成 20 年	4 月	17 日
改定	平成 22 年	4 月	15 日
改定	平成 25 年	4 月	18 日
改定	平成 27 年	4 月	16 日
改定	令和 4 年	4 月	1 日

（名称）

第 1 条 本会は、ケアマネット新宿（ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、新宿区で活動するケアマネジャーが情報を共有化し、連携をとり業務についての研鑽を行うことにより、利用者に対して質の高いケアマネジメントを行っていくこと、新宿区における地域包括ケアの実現に向けて活動することを目的とする。

（会員）

第 3 条 会員は、新宿区民に対して、居宅介護支援を提供している居宅介護支援事業所等とする。

（世話人等）

第 4 条 本会に第 2 条の目的達成のため、下記のとおり世話人及びアドバイザーを置く。

(1) 世話人 15 名程度

(2) アドバイザー 若干名

2 世話人会において、世話人の中から下記のとおり役員を選出し総会で承認を得る。

(1) 代表 1 名

(2) 副代表 6 名

(3) 医療連携担当 1 名

(4) 会計担当 2 名

3 世話人に欠員が生じたときは、現世話人の推薦を受けて新世話人を選出し、世話人会の承認を得る。ただし、直近の総会において承認を得なければならない。

(運営)

第5条 本会の運営は、第4条の世話人会と新宿区及び高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が協力して行う。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、代表の元に置く。

(職務)

第7条 代表及び副代表は、本会の業務を統括する。

2 世話人及び事務局は、本会が円滑に進行するよう議事及び運営内容等を検討し、調整を図る。

(会費)

第8条 1 事業所につき年額3,000円とする。年度途中で新規入会する場合も同額とする。

2 納入された会費については、理由のいかんに関わらず返金しない。

(活動費)

第9条 世話人会及び、東京都介護支援専門員研究協議会等に参加する場合に、活動費を支給する。

(会計)

第10条 本会の収支は会計が記録する。

(会計監査)

第11条 世話人等とは別に、会計監査を選任し、総会において承認を得る。会計監査は、経理・会計事務が公正に実施されているかを監査し、結果を総会（年1回）に報告する。

(会計年度)

第12条 会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(世話人の任期)

第13条 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 後任の世話人の任期は、前任者の残任期間とする。

3 世話人は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会則の変更)

第14条 本会の会則の変更については、総会において承認を得なければならない。

附 則

この会則は、承認された日から適用する。